

## 第4回定例会会議録

平成18年12月14日(木)

開議 午前10時00分

○議長(土屋 実君) 改めまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、人権政策係長、公務出張のため、欠席する旨の届出がありました。ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

去る12月5日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願、陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

- - - 日程第1 議案第81号 長野県後期高齢者医療広域連合の設置について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第1 議案第81号 長野県後期高齢者医療広域連合の設置について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

(社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇)

○社会建設経済常任委員長(荻原達久君) 3ページをお開きください。

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第81号 長野県後期高齢者医療広域連合の設置について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(土屋 実君) 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました、議案第81号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、議案第 8 1 号 長野県後期高齢者医療広域連合の設置については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 2 議案第 8 2 号 記号式投票に関する条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 2 議案第 8 2 号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君) おはようございます。

平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第 8 2 号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長(土屋 実君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務文教常任委員長から報告がありました、議案第 8 2 号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 2 号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 2 号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告の

とおり決しました。

- - - 日程第3 議案第83号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第3 議案第83号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長、荻原達久君。

（社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（荻原達久君）

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第83号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（土屋 実君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました議案第83号についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第83号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第83号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第4 議案第84号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第4 議案第84号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君)

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第84号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(土屋 実君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました、議案第84号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第84号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第84号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第5 議案第85号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第5 議案第85号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君 登壇)

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第 8 5 号 平成 1 8 年度御代田町一般会計補正予算案について

( 総務文教常任委員会付託分 )

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長(土屋 実君) ただいま、総務文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、社会建設経済常任委員会にも付託してありますので、社会建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました、議案第 8 5 号についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 5 号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 5 号 平成 1 8 年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 6 議案第 8 6 号 平成 1 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 6 議案第 8 6 号 平成 1 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君 登壇)

平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第 8 6 号 平成 1 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

## 案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務文教常任委員長から報告がありました議案第86号についてを、議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第86号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第86号 平成18年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第7 議案第87号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定  
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第8 議案第88号 平成18年度御代田町公共下水道事業  
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第9 議案第89号 平成18年度御代田町農業集落排水事業  
特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第7 議案第87号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第8 議案第88号 平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、日程第9 議案第89号 平成18年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

（社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（荻原達久君）

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第 87号 平成 18 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案  
について

議案第 88号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案につ  
いて

議案第 89号 平成 18 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案につ  
いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告します。

○議長（土屋 実君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました議案第 87号から議案第 89号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 87号から議案第 89号までは、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 87号 平成 18 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第 88号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、議案第 89号 平成 18 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 10 請願第 3号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)

の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に

関する意見書提出を求める請願について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 10 請願第 3号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願についての審査報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

（社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（荻原達久君）

請願・陳情審査報告書

1 審査の結果

( 1 ) 採択とすべきもの

- 1、件 名 請願第 3 号 「公共工事における賃金等確保法」( 仮称 ) の制定  
など公共工事における建設労働者の適正な労働条件  
の確保に関する意見書提出を求める請願  
( 1 2 月 5 日の議会において付託 )

意見書を提出すべきである

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

○議長(土屋 実君) 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました請願第 3 号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第 3 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第 3 号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第 3 号 「公共工事における賃金等確保法」( 仮称 ) の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 1 1 陳情第 1 4 号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情  
について - - -

- - - 日程第 1 2 陳情第 1 5 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等  
を求める陳情について - - -

- - - 日程第 1 3 陳情第 1 6 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野  
事業の健全化に対する意見書送付を求める陳情について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 1 1 陳情第 1 4 号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情について、日程第 1 2 陳情第 1 5 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情について、日程第 1 3 陳情第 1 6 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化に対する意見書送付を求める陳情についての審査報告を求めます。



社会建設経済常任委員長 萩原達久君。

(社会建設経済常任委員長 萩原達久君 登壇)

○社会建設経済常任委員長(萩原達久君)

請願・陳情審査報告書

件名 陳情第14号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情

(12月5日の議会において付託)

意見書を提出すべきである

件名 陳情第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情

(12月5日の議会において付託)

意見書を提出すべきである

件名 陳情第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化に

対する意見書送付を求める陳情

(12月5日の議会において付託)

意見書を提出すべきである

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 萩原達久

○議長(土屋 実君) 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました陳情第14号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第14号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第14号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第14号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

次に、陳情第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情についてを議題とい

たします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第15号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第15号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化に対する意見書送付を求める陳情についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第16号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第16号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化に対する意見書送付を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第14 意見案第13号 公共工事における建設労働者の適正な

労働条件の確保等に関する意見書案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第14 意見案第13号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保等に関する意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君)

意見案第13号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保等に関する意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 荻原達久

賛成者 御代田町議会議員 内堀恵人、朝倉謙一、市村千恵子、武井 武  
古越 弘

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保等に関する意見書(案)

建設業は我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しています。しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は確立されているとは言えない状況にあります。さらに、近年の価格競争の激化と、公共工事の減少が、施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の生活を不安定なものにしています。

このような状況の中、平成13年に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されました。参議院国土・環境委員会では、同法の議決にあたり、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること」等の附帯決議が付されています。

建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質を確保するとともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールが必要であると考えます。よって、国におかれましては、建設労働者の適正な労働条件と、公共工事の品質を確保するため、下記の措置を講ずるよう要望いたします。

記

1. 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるような「公契約法」の制定を検討されたい。
2. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 内閣総理大臣殿

○議長(土屋 実君) 本案について、趣旨説明を求めます。

12番、荻原達久君。

(12番 荻原達久君 登壇)

○12番(荻原達久君)

意見案第13号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保等に関する意見書(案)に対する趣旨説明をいたします。

建設業は、我が国の基幹産業として、経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しております。長野県下の建設業従事者は、約9万人。御代田町では440人を数えております。しかし、建設業における元請と下請という関係の中で、建設労働者の賃金体系は確立されているとは言えない状況にあります。

また、価格競争の激化に伴い、施工単価や労務費の引き下げにつながり、働く労働者の生活を不安定なものにしております。

平成13年に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の議決にあたっては、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努力することと、附帯決議が付されております。建設業を健全に発展させ、安全や品質を確保し、雇用の安定や技能労働者の育成を図るために、最大限の努力をするよう政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第13号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第13号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保等に関する意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第15 意見案第14号 安全・安心の医療と看護の実現を求める

意見書案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第15 意見案第14号 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長、茂木利秋君。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君）

意見書案第14号 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書案について

上記意見書を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 内堀恵人

賛成者 御代田町議会議員 朝倉謙一、市村千恵子、武井 武、荻原達久  
古越 弘

### 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書（案）

安全・安心の医療の実現は、国民の医療労働者の切実な願いとなっています。しかし、医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、医師や看護師の不足が深刻化しています。

長野県においても、医師不足によって診療科や病床の縮小・削減をする病院が続出しており、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。仕事に追われ、疲れ果て、行き届いた医療や看護ができないジレンマから、退職する医師や看護師が後を絶ちません。慢性的な人手不足のもとで、医療事故の続発に象徴されるように、患者、利用者の命と安全も脅かされています。多くの病院経営者が、「医師・看護師を募集しているが、集まらない」と答えているように、いま医師・看護師の確保は、非常に困難になっています。この背景には、国が社会保障費を低く抑えてきたからです。諸外国と比べても、極端に少ない日本の医師・看護師の人員配置基準を抜本的に改善すること、安全のコストも含めた増員の財政保障を実現することが求められています。

よって、政府におかれては、直ちに医師・看護師の確保対策を行うとともに、大幅増員に向けた抜本的な対策、予算の拡充を行うよう要望するものです。

### 記

1. 国は、医師の緊急配置及び医師派遣のシステムを構築すること。
2. 医師の養成数を抜本的に増やすとともに、医師・看護師の配置基準を引き上げ、地域への定着のための施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿

○議長（土屋 実君） 本案について、趣旨説明を求めます。

5番、内堀恵人君。

（5番 内堀恵人君 登壇）

○5番（内堀恵人君） 意見書案第14号 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書（案）に対する趣旨説明をいたします。

医療事故を無くし、安全・安心の行き届いた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりをもって働くことのできる職場づくりが不可欠です。しかし、医師や看護師の不足などから、診療科や病床を縮小したり、閉鎖する病院も出ております。地域医療の崩壊の危機的状況も生じております。特に産科、小児科などの医師不足は、大きな社会問題になっております。また、慢性的な人手不足から、看護職員も仕事に追い回され、行き届いた看護ができないなど、患者・利用者の命の安全が脅かされようとしております。

諸外国に比べ、極端に少ない医師・看護師の人員配置基準を、抜本的に改善し、医師・看護師の確保対策を行うとともに、大幅増員に向けた抜本的な対策、予算の拡充を行うよう、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第14号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第14号 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書（案）については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第16 意見案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の

中止等を求める意見書案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第16 意見案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長、茂木利秋君。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君）

意見案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書案  
について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 内堀恵人

賛成者 御代田町議会議員 朝倉謙一、市村千恵子、武井 武、荻原達久

古越 弘

療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書（案）

我が国の医療制度は、国民皆保険制度のもとで国際的にも評価される保健医療水準を維持し、長寿社会の実現に寄与してきたが、急速な少子高齢化や格差、貧困の拡大がいわゆるなどの社会情勢の変化の中で、持続可能な医療制度の構築が急務となっている。

こうした中で、第164通常国会で成立した医療制度改革関連法案には、入所介護や入院を担っている38万床の医療病床（介護療養病床13万床、医療療養病床25万床）を大幅削減し、2011年度

までに介護保険医療病床は廃止、医療療養病床は15万床にする、療養病床の再編が盛り込まれた。政府は、削減する23万床で療養している人々を、介護施設や在宅に移すとしているが、現在、特別養護老人ホームの待機者は、全国で38万人、長野県では3,800人を超えている。既に7月1日から廃止・削減計画が始まり、退所者が生まれている。十分な受け皿がない中で、このままでは多数の「介護難民」「療養難民」を生みだすことが危惧されている。

また、法律には、高齢者の患者負担を大幅に引き上げることが含まれ、10月1日から70歳以上で現役並みの所得者の医療費窓口負担が2割から3割に引き上げられた。療養病床に入院する高齢者についても、食費の負担額が増えるとともに、居住費が自己負担として追加されるなど、重い負担が課せられることとなった。

リハビリについても、厚生労働省は今年の診療報酬改定で、リハビリ日数制限を実施し、全国でリハビリ中断者、いわゆる「リハビリ難民」が生まれている。

これらの施策は、国民の不安を増幅させ、医療制度全般への信頼を失わせることが懸念される。

よって、国においては、高齢者が地域で安心して療養できる施設やベッドを、十分に確保し、高齢者の患者負担を軽減し、リハビリの日数制限を撤廃し、個々の患者の必要性に応じて行えるようにする等、国民だれもが安心できる医療制度を堅持するよう、制度を早期に見直すことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿

○議長（土屋 実君） 本案について、趣旨説明を求めます。

5番、内堀恵人君。

（5番 内堀恵人君 登壇）

○5番（内堀恵人君） 意見書案第15号 医療病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書（案）に対する趣旨説明をいたします。

先の通常国会で成立した、医療制度改革関連法には、入所介護や入院を担っている38万床の療養病床を大幅に削減し、2011年度までに介護保険療養病床は廃止、医療療養病床は15万床にする、医療病床の再編が盛り込まれております。削減する23万床で療養している人々を、介護施設や在宅に移すといわれておりますが、特別養護老人ホームの待機者は、全国で38万人といわれております。大勢の「介護難民」「療養難民」を生みだすこととなります。

また、高齢者の患者負担を大幅に引き上げることも含まれており、10月1日からは一部実施されており、高齢化の進展とともに、単身や高齢者だけの世帯が増加することが予想され、格差と貧困の広がりの中で、国民の不安を増幅させ、医療制度全般の信頼を失わせることが懸念されます。

高齢者が地域で安心して療養できる施設やベッドを十分に確保し、高齢者の患者負担を軽減し、だれもが安心できる医療制度を堅持するよう、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第15号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書(案)については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第17 意見案第16号 森林・林業・木材関連産業政策と

国有林野事業の健全化を求める意見書案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第17 意見案第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長、茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君)

意見案第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 荻原達久

賛成者 御代田町議会議員 内堀恵人、朝倉謙一、市村千恵子、武井 武

古越 弘

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にあります。また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮がいつそう期待されています。

さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が、昨年2月発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための、森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行も急務となって



います。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後はその骨子である、多様で健全な森林への誘導、国土保全等の推進、林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働者の確保等の対策を進めていくこととされました。

したがって、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するためには、下記施策の実行と、これに要する平成19年度予算確保が不可欠であり、貴職におかれましては、特段のご尽力をたまわりますよう、切に要望いたします。

#### 記

1. 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。
2. 国産材利用・安定供給対策ならびに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。
3. 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確保を図ること。
4. 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。
5. 地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
6. 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。

特に国有林野事業特別会計改革にあたっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 衆議院議長殿  
参議院議長殿  
内閣総理大臣殿  
総務大臣殿  
財務大臣殿  
経済産業大臣殿  
農林水産大臣殿  
厚生労働大臣殿  
国土交通大臣殿  
環境大臣殿  
林野庁長官殿

○議長（土屋 実君） 本案について、趣旨説明を求めます。

12番、荻原達久君。

（12番 荻原達久君 登壇）

○12番（荻原達久君） 意見案第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）に対する趣旨説明をいたします。

地球温暖化防止や新エネルギー政策等の環境問題に対する世論の高まりの中、その具体化の1つとされる森林・林業・木材関連産業の再建については、遅々として進んでおりません。木材価格の低迷、森林所有者の高齢化、不在森林所有者の増加などから、林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞、森林の持つ多面的機能が低下している状況にあります。

平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。

森林・林業基本計画の確実な実行や、森林整備等を推進するための施策の実行と、平成19年度予算の確保に向けて、最大限の努力をするよう政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第16号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第18 意見案第17号 道路特定財源の堅持を求める意見書案

について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第18 意見案第17号 道路特定財源の堅持を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長、茂木利秋君。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君）

意見案第17号 道路特定財源の堅持を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年12月14日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 荻原達久

賛成者 御代田町議会議員 内堀恵人、朝倉謙一、古越 弘、武井 武

### 道路特定財源の堅持を求める意見書（案）

道路は、豊かな国民生活や社会経済活動を支えるもっとも基礎的な社会資本であり、地域経済発展での果たす役割は、きわめて重要であります。また、少子高齢化が急速に進む現在、交通弱者である子ども・老人の尊い生命を脅かすことのない道路は必要不可欠であり、生活の場から医療福祉施設へのアクセスの向上など安全・良好な生活環境の創造を図るうえで、道路の整備促進は地域住民が等しく熱望しているものであります。

これらの実現のためには、道路網の整備がいっそう必要であり、道路財源の安定的確保が必要不可欠であります。

しかし、道路特定財源の見直しについては、2007年度より自動車重量税分を一般財源化し、引き続き全額一般財源化を検討する方針とされており、道路整備に必要な財源が十分確保されず、地方が真に必要としている道路整備が停滞することが懸念されます。

よって、国におかれましては、地方の意見や道路整備の実情に十分配慮し、道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく、道路整備のための財源として安定的に確保するとともに、配分割合を高めるなど、地方の道路整備財源を充実するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 衆議院議長殿  
参議院議長  
内閣総理大臣殿  
総務大臣殿  
財務大臣殿  
国土交通大臣殿  
経済財政政策担当大臣殿

○議長（土屋 実君） 本案について、趣旨説明を求めます。

12番、荻原達久君。

（12番 荻原達久君 登壇）

○12番（荻原達久君） 意見書案第17号 道路特定財源の堅持を求める意見書（案）に対する趣旨説明をいたします。

道路は、国民生活や経済活動を支える基礎的な社会資本であり、地域経済発展で果たす役割は、きわめて重要であります。また、交通弱者である子ども・老人の尊い生命を脅かすことのない道路整備は、必要不可欠であり、安全・良好な生活環境の創造を図るうえで、道路の整備促進は地域住民が等しく熱望しているものであります。これらの実現のためには、道路の整備がいっそう必要であり、道路財源の

安定的確保が必要不可欠であります。

2007年度より自動車重量税分を一般財源化し、引き続き全額一般財源化を検討するなど、道路特定財源の見直しが進められており、道路整備に必要な財源が確保されず、地方が真に必要としている道路整備が停滞することが懸念されます。道路特定財源の趣旨を踏まえ、地方の意見や道路整備の実情に十分配慮し、道路整備のための財源として安定的に確保するとともに、地方の道路整備財源を充実するよう、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第17号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、意見案第17号 道路特定財源の堅持を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

- - - 町長あいさつ - - -

○議長（土屋 実君） 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） それでは、平成18年第4回御代田町議会定例会閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

本年最後の第4回の定例議会、提案いたしました議案、慎重審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきました。まことにありがとうございました。

平成18年は、御代田町にとって記念すべき年でありました。御代田町は昭和31年9月、小沼・御代田・伍賀3村が合併し、誕生をいたしました。以来50年、融和と協働のもと、幾多の難問を乗り越え、また、当時もっとも不足していた働く場所の確保を目的とした企業誘致に取り組まれた結果、若者

の定住、そして子どもの誕生と、活気ある発展・成長を遂げてまいりました。現在、少子高齢社会、人口減少時代を迎え、歴史ある町が消滅する中であっても、当町は自立を選択し、持続可能なまちづくりを継続することができております。改めて先人皆さまの先見性と、先取の姿勢に今日が築かれていることを我々は認識するとともに、大きな変革期において、いままで以上の我々に課せられた重みの重大さを認識していかなければならない、そんなことを痛感した1年でもありました。この記念すべき平成18年を、町に住む人全員で祝い、新たな出発を誓うこと、そして記念の年にふさわしい取り組みができました。これ、ひとえに議員皆さまをはじめ、多くの町民皆さまのご協力と、心から感謝とお礼を申し上げます。

反面、現在、全国各地で自治体首長の姿勢が問われている現状にあります。当町も例外ではなく、あってはならない悲しいことが起きてしまいました。私の行政手法の曖昧さ、主体性の欠如から招いたことでありまして、今後、いままでの姿勢を反省し、これを謙虚に受けとめ、二度と起こさぬよう、行政の姿勢を明確にすることはもとより、透明性ある運営を確立してまいり、この覚悟であります。

この1年の議員皆さまのご協力に対して、改めて感謝とお礼を申し上げます。

明ける19年は、当町にとって新たな歴史への出発の年であります。ごみ処理施設、中学校の建設をはじめ、少子高齢社会を迎え、山積する課題に方向づけていかなければならない、そんな年であろうと思います。言い換えれば、町の将来を左右する、きわめて大事な年になってくるのではないかなと、こういうふうに思っております。どうか従来にも増して議員皆さまにはお力添えを切にお願いを申し上げます。平成18年第4回御代田町議会定例会閉会にあたってのお礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

- - - 閉 会 - - -

○議長（土屋 実君） これにて平成18年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時17分